

尚書正義版本小考

— 八行本『尚書正義』と九行本『尚書注疏』 —

野間 文史

はじめに

吉川幸次郎氏「尚書正義定本序」は、『孔氏伝』の出現から説き起し、後漢の馬融・鄭玄、魏の王肅を経て、隋の二劉（劉焯・劉炫）の成業に拠つて完成した唐の孔穎達の疏、すなわち『尚書正義』にまで説き及んだ後、『尚書正義定本』作成の意図を以下のように述べている〔①〕。

乃ち永徽よりして後、晉・豕漸く羣がり、端拱の刻、魯・魚猶ほ泳ぐ。此れ由り數本、彌いよ出でて彌いよ譌る。爰に近代に暨び、按ずる者始めて盛んなり。皇朝に山井鼎有り、赤縣に齊召南・浦鏜・慮文昭・阮元の等有り。各おの掃葉に勤めて、遞ひに積薪有り。然れども齊・浦の時、舊本多く伏し、億しては則ち未だ中たらず、私見を逞しくしては屢しば失ふ。山井と阮とは、采獲すること稍備はるも、博くして乃て要寡

なく、異字を列ねて斷ずる莫し。後生をして若爲にか去就せしめんと欲するや。今者同人は其の斯の若きを慙れみ、謹みて庸愚を竭し、此の定本を成す。其の按勘の例は、徵引すること惟れ博し。祕閣の單疏は、首として海内の孤本に遵ひ、足利の八行は、復た千里を涉りて重ねて按す。明清公私の刻は、乾嘉近賢の注に及ぶまで、凡そ異同有れば、畢く綜べざるは莫し。

以上は、唐初の『尚書正義』の完成の後、千数百年にわたる時代の経過のうちに生じたあまたの文字の誤りを正し、孔穎達撰進の原形にほぼ返しえたという、『尚書正義定本』に対する吉川氏の自信に満ち満ちた宣言である。そしてその根拠となるのが「讀尚書注疏記」〔②〕であつた。これに現代日本語訳『尚書正義』〔③〕を加えた三部作は、あえて日本に限定する必要はなく、經学研究の金字塔である、と筆者は高く評価している。この三部作の完成よりすでに七十年に垂んとするに、こと經書に關してはこれを凌ぐもの、あるいは

はこれに類するものが完成されていないことも、このことを充分に裏書きするであろう〔④〕。

ところで周知のように、近時、中国と台湾の双方から標点本『十三經注疏』が出版された。十三經注疏整理委員会（李学勤主編）『標点本十三經注疏（簡体版）』（北京大学出版社 一九九九）・同繁体版（二〇〇〇）と國立編譯館主編『十三經注疏分段標点本』（新文豐出版公司 二〇〇〇）がそれである。しかしながら、まことに残念なことに、この二種類の標点本には少なからぬ不備が存在している。嘗て筆者はこのことについて論じたことがある〔⑤〕。極端な言い方をすれば、本文校定に限定してみても、二百年前の嘉慶阮元本にまで立ち戻っているのである。つまり阮元以降の研究成果がほとんど踏まえられていないのである。特に兩標点本が『尚書注疏』について、吉川氏『尚書正義定本』を利用していないのは、筆者には理解できないところである。

私事で恐縮ではあるが、これまでの筆者の經学研究は、常にこの吉川氏の三部作を教科書とし、高い目標としてきたものであった。これを『春秋正義』に 응용すべく、遅々たる歩みを続けている次第である〔⑥〕。

それはさておき、吉川氏「定本序」では、前掲の自信に満ちた宣言に続けて、一抹の不安を次のように述べている〔⑦〕。

但だ革車方に邁き、羽檄交こほも流るるを以て、瞿家金源の刻は、尚ほ目覩を隔て、清宮九行の本は、徒ちたに神往を勞す。罔羅の速おそぶ所、惟ただ斯れのみを恨と爲す。

つまり当時の不幸な政治状況のしからしむるところ、校勘の資料収集には網羅を期したのであるが、二つの版本を見るに及んでいないことを遺憾とする、ということであった。その一つ「瞿家金源の刻」とは、現在北京図書館が所蔵する『尚書注疏』（瞿氏鐵琴銅劍樓書目）〔⑧〕を指し、もう一つ「清宮九行の本」とは、現在台北故宮博物院蔵の『附釋文尚書注疏』を指している。しかし「定本序」は、その不安を振りはらうかのように、さらに次の如く続ける〔⑨〕。

然れども皆な單疏の裔、十行の倫なれば、則ち損益する所、其れ知るべきのみ。

もとより吉川氏のこの主張は妥当である。周知のように、『五經正義』の刊本としては「單疏本」が最も早く、次いで刊刻されたのが最初の經注疏合刻本たる越刊「八行本」である。そして「瞿家金源の刻」と「清宮九行の本」とは、いずれもその後の刊刻にかかるものである。したがって「損益する所、其れ知るべきのみ」とは、一応納得のできるものであろう。

ただ、筆者がこのたび吉川氏のいわゆる「清宮九行の本」（以下「九行本」と略称）、すなわち故宮博物院蔵『附釋文尚書注疏』二十卷を調査した結果、これまで完璧と考えていた吉川氏の業績、とりわけ「讀尚書注疏記」には、若干の修正を必要とする部分が存在するとの結論に達したのである。

ちなみにこれまで「九行本」の本文を精査した研究は、管見の及

ぶところ見当たらないようである。実は本稿でも「九行本」全書にわたって調査するには及んでいない。「讀尚書注疏記」が取り挙げた部分に限って検討した結果である。このたびはこの段階でひとまず報告し、大方の批判を仰ぐこととしたい。

さてその結論をあらかじめ述べるとするなら、一点目は、やはり吉川氏が「清宮九行の本」を用いていないところからくる判断の不備が存在すること、二点目に、その比較の対象として「八行本」を併せて検討した結果、吉川氏の「八行本」に対する認識にも修正が必要であること、大きくは以上の二つが指摘できたことである。そのことは結局「九行本」に対する評価とも連動することになるであろう。

一 単疏刊本

本稿の主たる目的は、「九行本」を調査した結果を報告するものであるが、『五經正義』刊刻の歴史を踏まえ、「単疏刊本」・越刊「八行本」について解説したうえで、「九行本」に及ぶべきであろう。これについては、嘗て先学の研究成果をまとめ、以下のように述べたことがあるので^⑩、重複を厭わず紹介しておきたい。

唐の孔穎達が撰進し、長孫無忌等によって奉られて天下に頒布された『五經正義』は、五經の經傳文・注文を含まない「疏」の部分のみであった。これを「單疏本」という。この「單疏本」は寫本による傳承の時代を長く経るわけであるが、これが最初

に印刷本の形で刊行されたのは、北宋の太宗（在位九七六—九九七）の端拱元年（九八八）から淳化五年（九九四）にかけてのことで、これを「國子監本」という。後に金軍によって版木が持ち去られたため、残念ながらこれには現存するものが無い。ただこの「國子監本」は原本そのままに南宋時代（寧宗—孝宗）に覆刻されたということである。

ところで、このような「單疏本」では學徒の學習・讀書に不便であるというので、これに經傳文・注文を併載したものが刊行されることとなった。これを「單疏本」に対して「經注合刻本」という。南宋の「越刊八行本」と呼ばれるものが、この「經注合刻本」の最初のものであるという。（孝宗）乾道（一一六五—一一七三）・淳熙（一一七四—一一八九）年間に兩浙東路茶鹽司で刊行されたものがそれである。

またこのような「經注合刻本」に、さらに唐の陸德明の『經典釋文』を付加した「附釋音本」が現れるに至った。南宋の中葉以降、福建の民間の書肆によって刊行された「宋刊十行本」と称されるのがその最初のものだという。加藤虎之亮氏『周禮經注疏音義校勘記』（無窮会 一九五八）は、これを（光宗）紹熙三年（一一九二）から（寧宗）嘉定末年（一二三四）の間と推定している。

もとより一般論として、刊行年代がより古い版本ほどいわゆる「魯魚の誤り」は少ない、とは言えるであろう。「單疏刊本」が貴重視される所以である。そして『尚書正義』には、周知のように、この

「單疏刊本」が存在している。すなわち「定本序」で校勘の資料を列挙している中に、

單疏本 宋刊本 宮内省圖書寮所藏、舊金澤文庫書。用大阪毎日新聞社秘籍大觀景印本。

とあるのがそれで、その後、この版本はまた「四部叢刊第三編」にも収録された。

さてこの「單疏刊本」によってのみ正しい本文が伝えられている例は数多いが、今一例のみを挙げるに止めたい（括弧内は「阮刻本」の卷・葉であり、以下にこれに放う）。

例1 (02-27b)

此已下皆史述堯事、非復堯語。言「女子時」謂妻舜於是、故傳倒文以曉民。「堯於是以二女妻舜」。必妻之者、舜家有三惡、身爲匹夫、忽納帝女、難以和協。觀其施法度於二女、以法治家觀治國、將使治國、故先使治家。

右の「民」字を、『尚書正義定本』では「人」字に校定したうえで、「讀尚書注疏記」では次のように述べている。

○單疏此の如く作る。八行本以下、皆人を誤つて民に作り、爲に山井氏浦氏盧氏阮氏皆民を改めて明とし下の堯於是以二女妻舜に屬けて讀もうとするが、遠く單疏の文順なるに及ばぬ。

これは妥当な見解である。「單疏刊本」によってのみ正しい校定が可能となる例は、もちろん枚挙に暇がない。ただ、「單疏刊本」によって生じた誤りが、後の刊本によって訂正されている例もまた少なくはないのである。これまた一例のみ挙げる。

例2 (15.20a)

百官不承天子、民復不奉百官。上下不相畏敬、「惟政事其皆差錯侮慢、不可治理」矣。故天子須知百官奉上與否也。

右の「官」字と「不」字について、「讀尚書注疏記」は、

○官字、單疏本のみ君に作る。いま八行本等に従う。

○不字、單疏本は脱している。

と述べている。これまた妥当な校定である。

「單疏刊本」にこのような例が少なくないことは、とりもなおさず「八行本」以下の版本の存在意義を示すものでもある。筆者のみるところ、「單疏刊本」を継承して「八行本」へ、次いで「八行本」を踏まえて「十行本」へ、というようにストレートに系統化されてはいないのが実情であるようだ^④。したがってそれぞれの版本には、それぞれの存在価値を見出し得るのである。

二 越刊「八行本」

いわゆる越刊「八行本」についての書誌学的事項については、先学の研究成果に詳細である。したがって本稿ではこれには言及しないが、現存する「八行本」に関し、吉川氏が触れていない重要な問題が存在するので、このことについて以下に述べてみたい。

さて「定本序」には「經注疏本」として次の二本を挙げてゐる。

八行本 宋兩浙東路茶鹽司刊本。每半頁八行。足利學校遺蹟圖書館所藏、即山井氏考文所謂宋本也。有弘化四年熊本細川氏景刊本。今就原書重校。

景鈔八行本 景宋鈔本亦出自兩浙東路茶鹽司本、而與足利宋本時有異同。蓋其所據之本、較爲早印、補版少也。又足利宋本闕頁、此皆完具。古梓堂文庫所藏、舊林氏讀耕齋書。

右のうち「讀尚書注疏記」では、「細川氏景刊本」を「時習館本」とも称して対校の資料としているので、厳密に言えば、「八行本」としては三本を用いていることになるであろう。すなわち足利學校遺蹟圖書館藏本（「足利八行本」と略称）と、それを覆刻した「細川氏景刊本」（「時習館八行本」と略称）、そして「景鈔八行本」との三本である。

ただし注目すべきは後者の「景鈔八行本」である。「足利八行本」と同様に兩浙東路茶鹽司刊本を祖本とするものの、「足利宋本」と時に異同が有る」のは、「蓋し其の拠る所の本」が比較的「早印」で

あり、しかも「補版が少く」、さらには「足利宋本の闕頁」が、この鈔本では「皆な完具」しているということである。

それにもかかわらず吉川氏はこの「景鈔八行本」が拠った版本の存在に注意が及んでいない。しかし実際には、その版本が存在するのである。現在では北京圖書館所藏本となり、『北京圖書館古籍善本書目』に、

尚書正義二十卷 唐孔穎達撰 宋兩浙東路茶鹽司刊本（卷七至八、十九至二十配日本影宋抄本）楊守敬跋 十六冊 八行十九字小字雙行同白口

として著録されているものがそれである。しかもこの版本もまた日本に伝承されていたものであった。そして明治の初頭期、かの楊守敬（一八三九—一九一五）によつて中国に里帰りした書物のうちのひとつである。これに附された楊氏の跋文は、同じく楊氏の『日本訪書志』所載のものと表現が若干異なるが、ここでは跋文の方を引用しよう。

宋槧尚書注疏廿卷。末有紹熙壬子三山黃唐題識。稱「六經疏義、自京監・蜀本皆省正文及注、又篇章散亂、覽者病焉。本司舊刊易・書・周禮正經注疏、萃見一書、便於披釋」云云。故各經後皆有此跋、是合疏於注自此本始。十行本又在其後、惟十行本板至明猶存、世多傳本。此則中土久已亡、唯日本山井鼎得見之。載入七經孟子考文。顧其原書在海外、經師徵引、疑信參半。余

至日本、見森立之訪古志有此書、竭力搜訪、久之乃聞在西京大坂人家。囑書估信致求之、往返數四、議價不成。及余差滿歸國、道出神戸、親乘輪車至大坂物色之。其人仍居奇不出。余以爲日本古書有所見必得。況此宋槧正經正注、爲海內孤本。交臂失之、留此遺憾、幸歸裝尚有餘金、迺破慳得之。攜書歸。同行者皆待于神戸、方託余獨自入大坂、及攜書歸來、著皇登舟、莫不竊笑癖而且癡、而余不顧也。書凡裝十冊、缺二冊、鈔補、亦是以前書影摹、字體行款毫無改易、固不害爲全書也。光緒甲申四月廿五日、神戸舟中挑燈記。宜都楊守敬。

黃唐跋是紹熙壬子、七經考文於後記後誤「熙」爲「興」、阮氏十三經校刊記遂謂合疏于注在南、北宋之間、又爲山井鼎之所誤也。附訂於此。

かねてより山井鼎『七經孟子考文』・森立之『経籍訪古志』を通じて、日本に伝存する「八行本」の存在を知っていた楊氏は、日本滞在中に「竭力搜訪」した結果、大阪の蔵書家が所有していることを突き止めた。値段の交渉には難航したものの、帰国直前になってやっと購入することができたのである。

博覧の吉川氏がこの版本の存在をご存知でなかったとは到底考えられない。そこで筆者竊かに思うに、この版本がその全二十巻のうち、巻七・八・十九・二十の四巻が補写であることによる過小評価、また当時の国際情勢の中で、この版本を北京まで赴いて調査することとは不可能であったこと、さらには足利学校が所蔵する多くの善本への先入観からくる「足利八行本」への過度の信頼等により、この

版本に目が向かなかつたのではあるまいか。

ただ筆者が不審に思うのは、管見の限りでは、日本に伝承されてきたこの版本について、これまでに言及してきたものがほとんど無いことである。近藤重蔵『正齋書籍考』・森立之『経籍訪古志』・島田翰『古文舊書考』等に当たってみるに、その記述が見えない。そして楊守敬の跋文によって突如としてその存在が明らかとなるのである。

このようにその伝承の過程がほとんど不明ではあるけれども、しかしこの版本は確かに存在しているのである。そして『尚書正義定本』当時には見ることのできなかつたこの版本が、現在では「古逸叢書第三編」中に収録され、次いで「中華再造善本唐宋編」のひとつとして影印出版されている。筆者が検討したのは「中華再造善本」であるが、これを瞥見するに、日本人の手になる朱書の訓点そのままに実物大に影印されている美本である。地方に居ながらこのような稀覯本を実見できるのはまことに有り難く、研究者にとつては幸福な時代と言わねばならない。

ただ、この版本のその後の書誌学的研究は、楊守敬の跋文を一步も出るものではない。博搜の阿部隆一氏「日本国見在宋元版本志經部」(斯道文庫論集第一八集 一九八二 後「阿部隆一遺稿集第一巻」汲古書院所収)にも、「足利八行本」に付随する形で、『中國版刻圖録』の記述を引用して説明するのみである(②)。阿部氏もまた吉川氏と同様な無関心さである。以下にその北京図書館編『中國版刻圖録』(文物出版社 一九六〇)の解題を引用する。

尚書正義 唐孔穎達撰 宋兩浙東路茶鹽司刻本 紹興 圖版六九
 匡高二一・五厘米、廣一五・五厘米。八行、行十六字、十七
 字、十九字不等。注疏雙行、行十九字、二十字不等。白口、
 左右雙邊。此爲尚書經注單疏合刻第一本。黃唐於浙東茶鹽司
 本禮記正義刻書跋文稱：本司舊刊易、書、周禮、正經注疏萃
 見一書。即指此本。宋諱慎字不缺筆。刻工李寔、李詢、陳錫、
 陳安、陳俊、王珍、朱明、徐茂、丁璋、包端、洪先、毛昌、
 洪乘、徐顏、徐亮、朱靜、徐章、梁文等、皆南宋初年杭州地
 區良工。補版絕少。原二十卷、存卷一至卷六、卷九至卷十八、
 凡十六卷、餘卷日人據足利學校藏本影抄配全。

さて以上は、あくまで版本としてのいわば外容・外觀に関する説
 明事項であつて、この版本の中身一字一字の検討を踏まえた研究で
 はない。実にそれを果たしたのが、近時の山口謠司・桑瀬明子両氏
 の「越刊八行本尚書正義の遞修について」（大東文化大學漢學會誌第
 三十八號 一九九九）である。

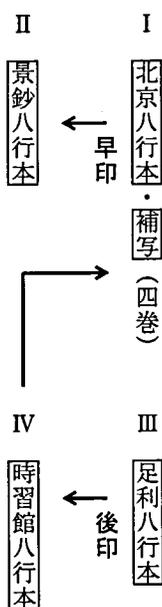
この論文は、「八行本」の足利學校本と北京図書館本（以下本稿で
 はそれぞれ「足利八行本」「北京八行本」と略称）を対照的に取り挙げ、
 主として刻工名に注目しつつ、「遞修」という書誌的な視点から、「テ
 キスト上の変化」を明らかにされたものである。経文自体に変化が
 起きているもの三例、注文に変化が起きているもの一一例、疏文に
 はその例が多いため、各巻から一例ずつの全一六例を挙げて検討し
 た結果、以下のような意外な事実を明らかにしている。

楊守敬が中國に持ち歸つたものの方が、足利學校本に比較して、
 遞修の程度の少ない原刻初印本に近い形を伝えるものであると
 いうことが言えるのである。

筆者がこのたび「北京八行本」を検討した結果、山口・桑瀬両氏
 の右の結論は極めて妥当なものだと評価している。したがつて吉川
 氏が「足利八行本」を以て越刊「八行本」を代表させたのは極めて
 不適切であることが明らかとなつたのである⁽¹⁰⁾。
 そして、「越刊八行本」の四種類の關係について、筆者が到達し
 た結論を前もつて述べるとするなら、以下の二点、

- 一 「景鈔八行本」が拠つた版本は「北京八行本」である可能性が
 高いこと。
- 二 「北京八行本」の補写部分は、楊守敬や『中國版刻圖録』が言
 うがごとき「足利八行本」ではなく、その覆刻本たる「時習
 館八行本」を用いたものであること。

となるであろう。これを図示すれば次の通り。



※

そこでこれより以下、右の筆者の結論の根拠となった資料を若干例紹介しておこう。先ず①「北京八行本」から「景鈔八行本」へ、次いで②「時習館八行本」から「北京八行本」補写部分へ、また参考までに、③「北京八行本」の誤りが「足利八行本」で訂正されている例、さらに④「足利八行本」の誤りが「時習館八行本」で訂正されている例、の順に挙げることにする。例文の後に吉川氏「讀書注疏記」(○印)を附している(以下これに倣う)。

①「景鈔八行本」が「北京八行本」から鈔写したことを証する例

例3 (10-05a)

傳言服至其才○正義曰、「非其人」「非其才」、義同而互文也。周禮大宗伯「以九儀之命正邦國之位」。一命受職、再命受服、……鄭云「一命始見命爲正吏、受職治職事也。列國之士一命、王之下士亦一命。再命受服受玄冕之服、列國之大夫再命、王之中士亦再命」。然則再命已上始受衣服、未賜之時、在官之「篋笥」也。

○八行本は王を主に誤る。景鈔本は誤らぬ。

○景刻八行本は官を宮に誤る。八行宋本景鈔本は誤らぬ。

例4 (16-06a)

疏王曰猷至大明○正義曰……我惟循股故事憐愍汝、故徙教汝。此徙非我有罪、是惟天命當然。聖人動合天心、故每事惟託天命也。

○王字、八行本は正に誤る。但し景鈔本は誤らぬ。

○聖字、八行本は衆に誤る。但し景鈔本は誤っていない。
○託字、八行本は記に誤る。但し景鈔本は誤っていない。

以上の二例(文字は五例)は、いずれも「足利八行本」が「景鈔八行本」とは異なり、しかも「足利八行本」が誤り「景鈔八行本」が正しい例である。そしてこれを「北京八行本」に当たってみるに、ことごとく「景鈔八行本」に一致するのである。実はこのような例は枚挙に暇がない。「定本序」が「而與足利宋本時習館異同。蓋其所據之本、較爲早印、補版少也」と判定した所以である。

なお筆者はこの「景鈔八行本」は実見していない。あくまでも「讀書注疏記」の記述に拠ったものであることをお断りしておく。

例5 (09-13b)

傳湯有至無辭○正義曰、訓「爽」爲「明」、言其見下、故稱「明德」。詩稱「三后在天」、死者精神在天、故言下見汝。(09-13b)

○八行本は言下二字を誤倒し、景鈔八行本は誤って故云同心見汝に作る。

つまりこの例では、「足利八行本」が誤って「故下言見汝」に作るのに対し、「景鈔八行本」はこれとは別に「故云同心見汝」に誤るのであるが、これがそのまま「北京八行本」に一致するのである。そして「北京八行本」と「景鈔八行本」が齟齬する例は見出し得なかった。「景鈔八行本」が拠った版本が「北京八行本」である可能性は極めて高いといえるであろう。

② 「北京八行本」補写部分は「足利八行本」ではなく、「時習館八行本」に拠ることを証する例

例6 (08-09b)

經殖有禮覆昏暴。傳有禮者封殖之、昏暴者覆亡之。

この例は疏文ではなく『孔安國傳』の文章であるが、「讀尚書注疏記」では次のように述べている。

○禮字を時習館八行本は誤つて道に作る。但し景鈔本は誤らぬ。

のち親しく足利に赴いて宋版八行本を見たところ、禮字に作り、誤つていぬ。禮を道に作るは、時習館本覆刻の際の誤である。

そしてこれを「北京八行本」の補写部分卷八・十三葉に当たつてみるに、まさしく「時習館八行本」に一致して「禮」字に作つていたのである。以下同様の例。

例7 (14-16a)

傳文王至常飲○正義曰、告勅使之敬慎、故曰「告慎」。其「衆國」即衆多國君、「衆士」朝臣也。既摠呼爲「士」、則卿大夫俱在內。「少正」「御治事」、以其卑賤更別目之。「朝夕勅之」、丁寧慎之至也。

例8 (15-13b)

疏上下至永命○正義曰、……我非敢獨勤而已、衆百君子皆然。言我與衆百君子、惟恭敬奉其幣帛、用供待王能求天長命、將以此慶王受

天多福也。

○時習館覆刻本では大字を夫字に誤るが、八行原本は誤らぬ。

○八行本は衆百君子の四字を破損している。

右の例について「北京八行本」の補写部分卷十三・二十一葉では、「夫」字に作つて、「時習館八行本」に一致して誤り、補写部分卷十四・十九葉では、破損した四字分の描き方がそのまま「時習館八行本」に一致するのである。

楊守敬が大阪の藏書家から購入した際、帰国間際のこととて、その關損部分は、わざわざ足利學校に赴くことはできず、その忠実な覆刻とされた「時習館八行本」を以て補つたのは、けだし無理ならぬところであつたらう。したがつて楊氏跋文のいわゆる「書凡裝十冊、缺二冊、鈔補、亦是以原書影摹、字體行款毫無改易、固不害爲全書也」の「原書」を、『中國版刻圖録』のごとく、「餘卷日人據足利學校藏本影抄配全」と見なしてはならない。

③ 「北京八行本」の誤りが「足利八行本」で訂正されている例

一般的に言つて、古い版本の方に誤刻の少ないのは事実であるが、後の版本によつて古い版本の誤りが訂正される例も有ることは、既に前節「単疏刊本」の例でも言及してきたところである。より初印に近い「北京八行本」（修補を含む）の誤りが、「足利八行本」（修補を含む）によつて訂正されている例を、二例ほど挙げておきたい。

例9 (02-03b)

晉書又云「晉太保公鄭冲、以古文授扶風蘇愉。……又爲豫章内史、遂於前晉奏上其書、而施行焉」。時已亡失舜典一篇。……至隋開皇二年、購慕遺典、乃得其篇焉。然孔註之後、歷及後漢之末、無人傳說。至晉之初、猶得存者。

例10 (06-12b・13a)

傳齒象至豫章○正義曰、詩云「元龜象齒」、知「齒」是象牙也。說文云「齒口斷骨也」、「牙牡齒也」。……說文云「羽鳥長毛也」、「知「羽」是鳥羽。南方之鳥、孔雀翡翠之屬、其羽可以爲飾、故貢之也。

○單疏十行、豫を預に誤る。今八行本に従う。

○單疏十行、募を慕に誤る。今八行本に従う。

○斷字を單疏本は誤って斷に作る。

○翡翠字を單疏本は誤って翠に作る。

さて当該の字について、「北京八行本」はいずれも「單疏本」と同様に誤っている。「北京八行本」は「單疏本」により接近しており、この例は「單疏本」の誤りをそのまま承けたものである。しかしその誤りが「足利八行本」ではいずれも訂正されている。

④「足利八行本」の誤りが「時習館八行本」で訂正されている例

「時習館八行本」は弘化四年(一八四七)に熊本藩細川氏によって覆刻されたものであり、「足利八行本」を忠実に再現して広く流布した版本だといわれている。しかし極めて稀にはあるが、「足

利八行本」の誤りを訂正した箇所も有るようである。これも二例挙げよう。

例11 (06-34a)

傳玄天至功成○正義曰、考工記「天謂之玄」、是「玄」爲「天色」。禹之蒙賜、必是堯賜、故史敘其事、「禹功盡加于四海、故堯賜玄圭、以彰顯之」。必以天色圭者、「言天功成」也。大禹謨舜美禹功云「地平天成」、是「天功成」也。

例12 (14-22b)

傳宏大至酒乎○正義曰、「宏大」釋詁文。以司空亦君所順所安和之、故言「當順安之」。

○八行本は賜字を誤って錫に作る。

○詁字、八行宋本は話に誤る。時習館本では正している。景鈔八行本は誤らぬ。

後者の例で吉川氏は、「詁」字について「時習館八行本」も「景鈔八行本」も誤っていないと述べているように、もちろん「北京八行本」も「詁」字に作っている。そして前者の「賜」字もまた同様であるが、しかし吉川氏は「時習館八行本」には言及していない。

実は前掲例4の「正」字については、「時習館八行本」も「王」字に作って誤っていない例である。そしてここでも吉川氏は「時習館八行本」には言及していなかった。

以上、現存する四種類の「八行本」の異同について煩瑣な検討の結果を紹介してきたのであるが、「八行本」全体としては、やはり

善本と評価すべきである。そのことは例2を挙げるまでもなく、吉川氏「讀尚書注疏記」を見れば一目瞭然である。

三 附釋文「九行本」

さて本節では「定本序」にいわゆる「清宮九行之本」について検討した結果を以下に紹介する。この版本は故宮博物院秘蔵の典籍として、おそらく最近に至るまで影印本の形で公開されたことは無いようである。我が国でこの版本に言及したのは、長澤規矩也氏が最初ではあるまいか。

長澤氏「十三經注疏版本略説」（『書誌學論考』自家版 一九三七）後『長澤規矩也著作集』所収）では、注疏善本について、宋刊本から清刊本までを網羅して解説されている。そしてその宋刊本の最後部分で、宋代単行の注疏本として、この「清宮九行之本」を取り挙げている⑩。

宋代単行の注疏の一は、圖書寮尊蔵の論語注疏十卷なり。八行十六字、注疏雙行二十五六字、白口、左右雙邊。「敦」字闕筆。金澤文庫舊藏本。……其二は、故宮博物院圖書館所蔵の附釋文尚書注疏二十卷、卷十七至末を闕き、卷末の刊記明ならざれど、卷一末に「魏縣尉宅校正無誤大字善本」の一行刊記あり、宋諱「悼」字まで闕筆。建本の上乗なる者。九行十六字、小字雙行二十二字、白口、左右雙邊。

右は極めて簡単な説明であるが、その後、阿部隆一氏によってより詳細な紹介がなされた。「中華民國国立故宮博物院北平圖書館宋金元版解題」（『斯道文庫論集第十一輯 一九七四 後』増訂中國訪書誌『汲古書院所収』）には以下のように見える。

附釈文尚書註疏 二〇卷 旧題漢孔安国伝 唐孔穎達疏 唐陸德明音義 「南宋寧宗時」刊（魏県尉宅） 後四卷配元刊明修十行本 一六冊

摘藻堂原蔵。後補濃藍色金切箔散し絹表紙（二五×一六・六糎）。金鑲玉に改装。原料紙縦二四・四糎。首に孔穎達の尚書正義序を冠するが、補写。本文卷初首行「附釈文尚書註疏卷第一」、第二及び第三行低一格「国子祭酒上護軍曲阜開国子臣孔穎達 奉 勅撰」、「唐国子博士兼太子中允贈齐州刺史吳県開国男陸德明釈文附」と題す。大題の「釈文」を「釈音」に作る巻もある。左右双辺（一九・八×一三糎）有界九行、行十六字内外、注疏文小字双行、行廿二字。釈文（小字）・疏（大字）の標識の字及び伝文末の音義の字を圈を以て囲む。版心線黒口双黒魚尾、「書疏幾（丁付）」。「上象鼻」に大小字数のある所がある。左欄外上端に耳格あり、小題を記す。卷一尾題後一行をおいて、「魏県尉宅校正無誤大字善本」の刊記がある。闕画は嚴謹ではないが、殷恒徵慎悼敦に見られ、光宗に止って、寧宗以下に及ばないから、寧宗頃の建安刊本であろう。故宮書影・故宮選粹著録。

卷十七以下の四卷は元刊明修十行本を以て配し、不幸各卷

に欠葉或は補写がかなり多いが、料紙潔白墨色漆黒にして、建刊本中の上品というべく、本版は他に所在を見ない。註疏内容の形式は通行の元刊明修十行本とは積文の取捨に出入があるが、ほど等しい。

そしてこの秘蔵の典籍が初めて影印本として公開されたのは中華民国七十八年（一九八九）のことであつた。台湾故宮博物院「善本叢書」として刊行された『景印宋本附釋文尚書註疏』全二十卷（國立故宮博物院）がそれである。刊行に際して巻頭に附された秦孝儀氏の序文も、以下に紹介しておこう。

先儒嘗謂六經皆史、而尚書・春秋又其尤者。尚書所載二帝三王大經大法、特爲賅備。故劉歆言六經莫備於書。蓋易・禮・詩・春秋諸經、所涉皆止一端。如易主著龜、即洪範篇之稽疑也。禮主節文、即虞書篇之五禮也。詩主詠歌、即后夔篇之樂教也。春秋褒貶、即臯陶篇命德討罪之權也。是知尚書記言記事、蒼萃先王政典、實爲研經治史、稽古考文者之所必資也。我國羣經之有刻本、始於五季、惟僅止於經注而已。宋太宗端拱以降、續有義疏刻本行世。然皆單刻義疏、不附經注。滙經注及義疏於一帙者、乃始於紹興間。存世之宋刻羣經、以兩浙八行本及建陽十行本爲世所稱。而本院所藏宋寧宗慶元間建安魏縣尉宅刻本尚書注疏、猶出十行本經疏之前、亦爲岳珂所稱建本音釋羣經注疏之一。是刻傳世絕少、鏤刻精審、字畫嚴整、凌駕十行本之上。而釐卷與浙刻八行本復異。迨非單疏本之舊、而爲注疏附釋文之祖本也。

聖人六經溯其源、莫古於書、而艱於訓讀者、亦莫甚於書。論者以爲本院所藏宋建安九行本、譌脫絕少、而勝處獨多、宜付景印刊行、或可籍校勘、文字得失、大有裨於聖學微言之探蹟、且寓傳存孤本秘笈於不墜之深意焉。

中華民國七十八年六月衡山秦孝儀謹序。

上記三者の説明によれば、この「九行本」は、南宋の寧宗（在位一九五—一二三四）の頃の建安刊本である。半葉が九行であるところから、後に「九行本」と呼称されることになる。残念なことに全二十巻のうち、巻十七以下の四巻を開き、元刊「十行本」を以て補配しているという。宋代単行の注疏本であり（長澤氏）、建安刊本中の上品というべく（阿部氏）、秦孝儀氏は、「十行本」以前に刊行されたものであるから、「十行本」を凌駕すると評している⁽⁹⁾。

そこで以下は、「九行本」が「十行本」を凌駕するものであるのか、か否か、「単疏本」「八行本」との関係はいかなるものであるのか、について検討した結果の報告である。ただ、巻十七以降はその対象から外すことはいうまでもない。

先ず「十行本」との関係であるが、やはり秦氏が述べているように「九行本」は「十行本」に勝る善本であることが言える。①「九行本」が「十行本」に勝る例を紹介する。

例13 (08-03a)

傳契始至一夫○正義曰、以湯於此稱王、故本其號商之意。契始封商、*湯遂以商爲天下之號。鄭玄之說亦然。

○疏湯號爲商契始封商

十行本此の九字を脱する。浦氏盧氏阮氏が却って彼に従うのは非である。

これを「九行本」に当たってみるに、右の例文の「*」印を附した箇所に九字を脱してないのである。念のためこれを補った正しい疏文は次のようになるであろう。

正義曰、以湯於此稱王、故本其號商之意。契始封商、湯號爲商、知契始封商、湯遂以商爲天下之號。鄭玄之說亦然。

ちなみに傍線部は『孔安國傳』の文章である。これは「十行本」以降に生じた誤りであり、「九行本」までは正しい疏文を伝えている例である。

例14 (11-08b・09a)

傳浮過○正義曰、……桀罪已大、紂又過之。言紂惡之甚、故下句說其過桀之狀。案夏本紀及帝王世紀云「諸侯叛桀。關龍逢引皇圖而諫、桀殺之。伊尹諫桀。桀曰、天之有日、由吾之有民。日亡吾乃亡」*。桀殺龍逢、無剖心之事。

この例も三十字にわたる脱文の例である。これについては阮元『校勘記』が次のように指摘している。

日亡吾乃亡

案乃亡下脱「矣是桀亦賊虐諫輔謂己有天命而云過於桀者殷本紀云紂剖比干觀其心」凡三十字、閩本・明監本同。毛本補入、與宋本・岳本合。

これまた「九行本」に当たってみるに、右の例文の「*」印を附した箇所は脱してないのである。参考までに「單疏本」「八行本」そして「九行本」の疏文を示せば以下の通り。

案夏本紀及帝王世紀云「諸侯叛桀。關龍逢引皇圖而諫、桀殺之。伊尹諫桀。桀曰、天之有日、由吾之有民。日亡吾乃亡矣」、是桀亦「賊虐諫輔、謂己有天命」、而云「過於桀」者、殷本紀云「紂剖比干觀其心」、桀殺龍逢無剖心之事。

ところでこの箇所について「讀尚書注疏記」は何も言及していない。なぜなら『尚書正義定本』は、その校定の基本を「八行本」に置いているためであり、「十行本」以降の誤りについては、言及することが少ないからである。ただ阮元『校勘記』の校定が誤っている場合には、もちろん取りあげてその非を明らかにしている。次の例がそれである。

例15 (12-05a)

傳信人至第敘○正義曰、……自「初一日」已下至此「六極」已上、皆是禹所次第而敘之。下文更將此九類而演說之、知此九者皆「禹所

第」也。

○下文更條此九類而演說之

十行本が條字を將に作るは、誤である。阮氏却つて十行に従うは非。

もちろん、この例についても「九行本」は誤っていない。つまり例13・例14・例15、は別の言い方をすれば、②「十行本」の段階で誤つた例でもある。これらについては他にも多数の用例を挙げる事ができるが、ここでは次の一例に止めたい。

例16 (09-06a)

傳戎大至所有○正義曰、「戎大」「昏強」「越於」皆釋詁文。孫炎曰「昏夙夜之強也。書曰不昏作勞」、引此解彼、是亦讀此爲「昏」也。鄭玄讀「昏」爲警、訓爲勉也。與孔不同。傳云「言不欲徙則是不畏大毒於遠近」

○鄭玄讀昏爲慤

周禮大司寇注に此の經を引いて慤に作り、釋文にも尚書作慤、音敏、又作昏と云えば鄭注尚書も慤に作れること明である。

十行本以下昏に作れるは蓋し後人の竄改に出づる。

この例についても「九行本」は誤っていない。つまり「十行本」の段階で誤りが生じた例である。

ただ、ここで注意すべきは、『尚書正義』に関する限り、吉川氏が用いた「十行本」は南宋印本ではないという事実である。長澤規

矩也氏「正徳十行本注疏非宋本考」(『書誌學論考』自家版 一九三七)

によれば、現存する「十行本」で宋刊宋印のものは、足利学校遺蹟圖書館蔵の『毛詩注疏』と『春秋左傳注疏』の二本のみだということである。筆者は嘗てこの『春秋左傳注疏』すなわち宋刊宋印の「十行本」を検討した結果、この版本が後代に印行された諸々の「十行本」に比べてはるかに「八行本」に近いことを明らかにすることができた(⑩)。したがって『尚書正義』初印の「十行本」もまた「八行本」や「九行本」に近かつた可能性はあるだろう。この点を留意事項として附言しておきたい。

それはさておき、この「九行本」も「單疏本」や「八行本」の佳処を伝えるものが多いようである。つまり③「九行本」が「單疏本」「八行本」を承ける例である。

例17 (1402a)

惟三至誥治○正義曰、言惟以周公攝政七年之三月、始明死而生魄、月十六日己未。於時周公初造基趾、作新大邑於東國洛水之汭、四方之民大和悅而集會。

○趾字を八行本以下は趾に作る。いま單疏本に従う。以下みな同じ。

右では「九行本」は「單疏本」に一致して「趾」字に作っている。

例18 (16-23a)

公曰君夷至厥躬○正義曰、……

○厥躬二字、八行本のみ官括に作る。盧氏阮氏は却ってこれを是とするが、疏の内容となつてゐるものは、まさしく厥躬までである。いま單疏本等に從う。

先の例と同様、「九行本」は「八行本」を介することなく「單疏本」の正しい疏文に一致している。
ただ逆に、「九行本」が「八行本」の誤りを伝える例も見られる。

例19 (02-19a)

傳允信至天地○正義曰、「允信」「格至」釋詁文。「克能」「光充」釋言文。

○八行本、信を言に誤る。

「九行本」はまさしく「八行本」と同様、「言」字に作つて誤るのである。

以上は、「九行本」が「十行本」に勝り、より古い版本である「單疏本」や「八行本」に近接していることを示す諸例であつた。

次に挙げるのは、④「九行本」の段階で誤りが正されている例で、これこそまさしく「九行本」の存在価値を示すものであろう。その数が多いが、以下の挙例に止めたい。

例20 (01-15b)

承詔至將來○正義曰、……雖復廣證、亦不煩多、爲傳直約省文、令得申盡其義。明文要義通、不假煩多也。

例21 (02-06a)

傳在察至與否○正義曰、……蔡邕云「玉衡長八尺、孔徑一寸、下端望之、以視星辰。蓋懸璣以象天、而衡望之、轉璣窺衡、以知星宿」、是其說也。

例22 (05-08a)

如鄭此解、配文甚便、於「絺繡」之義、摠爲消帖。但解「宗彝」爲「虎雉」、取理太迴。未知所說誰得經旨。

○單疏本八行本に義を美に作るの誤である。

○璣字を單疏八行は誤つて機に作る。

○單疏八行本は帖字を帖に作るが、今十行本に從う。帖は妥帖の帖であらう。

これらの例は、「單疏本」や「八行本」の誤りが、「九行本」に至つて初めて訂正され、後の「十行本」以下がその正しい本文を繼承するものであつた。これらを「讀尚書注疏記」は「十行本」の佳処と見なすのであるが、実は「九行本」で既に改正されているのである。

しかし逆に、⑤「九行本」の段階で誤る例も少なくない。

例23 (13-15a)

傳三監至叛周○正義曰、……傳言「夷徐奄之屬共叛周」者、……又云「魯侯伯禽宅曲阜、徐夷並興、作費誓」。

例24 (13-19a)

肆予告至違卜○正義曰、以人從卜吉爲美之故、故我告汝有邦國之君、

及於尹氏卿大夫、衆士治事者、曰我得吉卜。

○公字、十行本以下は侯に作る。費誓序とは合するが、魯公伯禽は常言であるから、誤とはいえない。

○友字、十行本以下有字に作る。經傳及び下の疏に照らして友字の正しいことは疑いない。阮氏が有字を是とするのは解しがた

い。
当該文字、「九行本」ではそれぞれ「侯」字「有」字に作り、「十行本」以下の誤りの先驅をなしている例である。

次に挙げる例は、それぞれの版本で複雑に異同が存在するので、各疏文を対照してみよう。

例25 (15-20a) 傳顛隕至於内○正義曰、

釋詁云隕落也隕墜也顛越 是從上倒下之言故以顛爲隕越 爲墜也

八 釋詁云隕落也隕墜也顛越也是從上倒下之言故以顛爲隕越是遺落爲墜也

九 釋詁云隕落 隕墜 顛越也是從上倒下之言故以顛爲隕越是遺落爲墜也

阮 釋詁云隕落 隕墜 顛越也是從上倒下之言故以顛爲隕越是遺落爲墜也

○顛越是從上倒下之言

越の下に八行本が也字を擠刻してから、諸本みな其の訛を襲ぐ。阮氏が單疏をみることなくして也字を刪去せるは疑とすべきである。

○越是遺落爲墜也

諸本越の下に是遺落の三字を衍せるは亦八行本擠入の餘蘖である。單疏の文は極めて清晰にして疑う要は無い。

つまり吉川氏によれば、「單疏本」が正しく、時代が下るにつれてその誤りが増加していることになる。特に「八行本」の当該箇所を見ると、「是遺落爲墜也左傳」八字が小字となつて、まさしく吉川氏のいわゆる「擠入」を示しているのが注目されるところである。参考までに「單疏本」の正しい疏文に標点をつけてみよう。

傳顛隕至於内○正義曰、釋詁云「隕落也」、「隕墜也」。「顛越」是從上倒下之言、故以「顛」爲「隕」、「越」爲「墜」也。

いずれにしても、附釋音本として「九行本」が「十行本」の先驅をなしている可能性は大きいようである。

次の例は、「阮刻本」の經・伝文（孔安國）であるが、阮元『校勘記』が指摘するように、伝文の中に疏文が紛れ込んだ形となり、極めて混乱した体裁となっている。そして「九行本」は「阮刻本」に全く一致しているのである。

例26 (10-04b)

經 惟天聰明、惟聖時憲、惟臣欽若、惟民從乂。

傳 憲法也言聖王法天以立教於下無不聞見除其所惡納之於善雖復運有推移道有升降其所施爲未嘗不法天也臣敬順而奉之奉即上文承也奉承君命而布之於民民以從上爲治不從上命則亂故從乂也

阮元『校勘記』

憲法也 按此節今本疏混入注、又脫上截四十二字。山井鼎據古本

宋板正誤補闕。今録于下。傳「憲法也。言聖王法天以立教、臣敬順而奉之、民以從上爲治」。疏「傳憲法至爲治○正義曰、憲法也、釋詁文。人之聞見在於耳目。天無形體、假人事以言之。聰謂無所不聞、明謂無所不見。惟聖人於是法天、言法天以立教於下、無不聞見、除其所惡、納之於善、雖復運有推移、道有升降、其所施爲、未嘗不法天也。臣敬順而奉之。奉即上文承也。奉承君命、而布之於民、民以從上爲治、不從上命則亂、故從乂也」。○按岳本・纂傳俱與古本同。

正しくは以下の「單疏本」「八行本」のごとくに作るべきである。

經惟天聰明、惟聖時憲、惟臣欽若、惟民從乂。

傳憲法也。言聖王法天以立教、臣敬順而奉之、民以從上爲治。

疏傳憲法至爲治○正義曰、憲法也、釋詁文。人之聞見在於耳目。天

無形體、假人事以言之。聰謂無所不聞、明謂無所不見。惟聖人於是法天、言法天以立教於下、無不聞見、除其所惡、納之於善、雖復運有推移、道有升降、其所施爲、未嘗不法天也。臣敬順而奉之。奉即上文承也。奉承君命、而布之於民、民以從上爲治、不從上命則亂、故從乂也。

いずれにしても、この例は「九行本」と「十行本」との密接な関係を示すものである。

※

さて、ここまでの検討の結果は以下のようにとまとめることができらるであらう。

一 「九行本」は「單疏本」「八行本」のよき伝統を、かなりの部分で受け継いでおり、その佳処が「十行本」にまで及んでいない場合が見られる。その点からすると、「九行本」は確かに「十行本」を凌ぐものであった、と言えるのである。

二 かつ「九行本」が「單疏本」「八行本」の誤りを正すこともしばしば見られた。そのことは、「讀尚書注疏記」において、「十行本」の功績として評価されたその多くの例が、むしろ「九行本」に帰せられるべきものだとすることを意味するものでもある⁽¹⁰⁾。

三 しかし、一方では「九行本」の段階で生じさせた誤りを「十行本」以下に及ぼしている例もまた少なくはない。これは「九行本」が「單疏本」「八行本」に及ばぬ点である。

ただ既に述べたように、以上は吉川氏「讀尚書注疏記」が言及する箇所に限って検討したものであった。したがって、「九行本」独自の価値については、全書に亘るさらに詳細な検討が求められるであろう。本稿に於いてそれは果たされていない。そこで最後に「九行本」のみが正しい例を僅かながら紹介して、本節を締めくくるところとする。

例27 (10-07a)

傳交非至汝教○正義曰、「爾交脩予」、令其交更脩治己也。故以「交」爲「非一之義」。言交互教之、非一事之義。「邁行」釋詁文。

例28 (11-25b)

傳施舍至服德○正義曰、左傳成十八年「晉悼公初立、施舍已責」、成二年「楚將起師、已責救之」、定五年「歸粟於蔡以彌急矜無資也」。

○釋詁は釋言の誤。殿本浦氏既に改めて言に作る。

○之字は、閩本以下が改めて乏に作るのに従わねばならぬ。

前者の例では、実は「九行本」のみ既に「釋言」に改めており、後者の例では、「九行本」のみが「乏」字に改正しているのである。

例29 (16-02a)

王若至明畏○正義曰、周公以王命順其事而呼之曰、汝殷家遺餘之衆士、汝殷家道教不至、旻天以殷道不至之故、天下喪亡於殷。將欲滅殷。

○天字は大字の誤と定める。天では經に應ぜぬし、また上の疏に既に旻天という以上、ここで再び天をいう必要はない。

これは文脈のうえで「大」字でなくてはならないとする校定である。そしてこの吉川氏の校定の妥当さが、実に「九行本」が「大」字に作っていることによって確認されるのである。

まとめ

以上、本稿は吉川幸次郎氏「讀尚書注疏記」を拠り所として、『尚書正義』の版本のうち、主としていわゆる越刊「八行本」と附釋文「九行本」の文字の異同について検討してきた。ほとんど例文を挙げることに終始したものとなってしまったが、最後に「まとめ」として以下の四点を指摘おきたい。

- 一 越刊「八行本」は北京図書館所蔵本が最善第一であり、足利学校所蔵本を次とすること。つまり足利学校所蔵本を以て「八行本」を代表させることはできない。したがって、北京図書館所蔵本に言及しない「讀尚書注疏記」には不備が存在する。
- ただし、「北京八行本」の補寫部分は「時習館本」に拠っているため、この部分は足利学校所蔵本に拠る必要がある。
- 二 附釋文「九行本」は「十行本」に勝る善本であり、「単疏本」「八行本」を補い得ること。つまり補強と補正が可能である。したがって「九行本」を利用していい「讀尚書注疏記」には、やはり不備が存在すると言わねばならない。
- 三 附釋文「九行本」は同じ附釋文形式の「十行本」に先行し、且つその祖本であった可能性が高いこと。結果的には「単疏本」「八行本」から、後代に通行する「十行本」への橋渡しの役割を担っているようである。
- 四 吉川幸次郎氏『尚書正義定本』は右のごとき瑕瑾を持ちながらも、依然として『尚書正義』最善のテキストであること。「然

れども皆な單疏の裔、十行の倫なれば、則ち損益する所、其れ知るべきのみ」とはあながち不当な判断ではないし、「定本」とは誇称ではない。今後我々は、『尚書正義定本』をこそ出発点にすべきである〔18〕。

注

① 乃自永微之後、晉豕漸羣、端拱之刻、魯魚猶泳。由此數本、彌出彌譌。爰暨近代、校者始盛。皇朝有山井鼎、赤縣有齊召南・浦鏗・慮文昭・阮元等。各勤掃葉、邇有積薪。然齊浦之時、舊本多伏、億則未中、逞私見而屢失。山井與阮、采獲稍備、博乃寡要、列異字而莫斷。欲使後生若爲去就。今者同人、愍其若斯、謹竭庸愚、成此定本。其校勘之例、徵引惟博。祕閣單疏、首遵海內之孤本、足利八行、復涉千里而重校。及乎明清公私之刻、乾嘉近賢之注、凡有異同、莫不畢綜。

なお『尚書正義定本』線装全八冊は昭和十四年（一九三九）に、「東方文化研究所研究報告第十四冊」として、東方文化研究所から刊行された。普及版は昭和十八年刊行。

② 「讀尚書注疏記—東方文化研究所經學文學研究室の諸氏と共に—」は昭和十一年（一九三六）から十六年（一九四一）にかけて『東方學報京都』に連載されたものである。『尚書正義定本』の每巻末に附載された校勘記（漢文）よりも詳細な解説が施されており、取り挙げられた項目も多い。したがって本稿ではこれを用いる。ただ第十七卷「立政」篇以下を閉いていることが惜しまれる。後に『吉川幸次郎全集』第二十一卷（筑摩書房 一九七五）所収。

③ 現代日本語訳『尚書正義』は、『尚書正義定本』を作成した際、その余

業として生まれたものだという。昭和十五年（一九四〇）に岩波書店から第一冊「虞書」・第二冊「夏書・商書」が刊行され、翌年、第三冊「周書上」、最後の第四冊「周書下」は昭和十八年に刊行されている。後に『吉川幸次郎全集』第八・九・十卷（筑摩書房 一九七〇）所収。

④ 『十三經注疏』の現代日本語訳の完訳としては、『尚書正義』の他には、宮本勝他『孝經注疏訓注』（北海道大學『中國哲學』一四・一五・一六・一七・一八（一九八五）一九八九）が存在するのみである。部分訳としては蜂屋邦夫編訳『儀禮士冠疏』（汲古書院 一九八四）・『儀禮士昏疏』（汲古書院 一九八六）、岡村繁『毛詩正義訳注第一冊』（中國書店 一九八四）、また公羊注疏研究会『公羊注疏訳注稿』一〜九（汲古書院 一九八三）、さらに榎本紘二『春秋正義訳注（一）』（高知大學教育學部研究報告二—三二—一九八〇）・『春秋正義訳注（二）』（十五）（吳工業高等専門學校研究報告一六、二四 一九八一〜一九八九）等が著作されているが、いずれも未完のまま中止された。

⑤ 拙稿「讀五經正義札記（四）李學勤主編『標點本十三經注疏（簡體版）』管見」（東洋古典學研究第11集 二〇〇一）、「讀五經正義札記（五）李學勤主編『標點本十三經注疏（繁體版）』管見」（東洋古典學研究第12集 二〇〇一）、「讀五經正義札記（六）國立編譯館主編『分段標點本十三經注疏』管見」（東洋古典學研究第13集 二〇〇二）。この三篇は後に拙著『十三經注疏の研究—その語法と傳承の形—』（研文出版 二〇〇五）に収める。なお上記二篇の李學勤主編本に関する拙稿は、一篇にまとめて中文訳の形で、『中國哲學』第二十四輯（遼寧教育出版社 二〇〇二）に「讀李學勤主編之《標點本十三經注疏》」として採録された。また『古史考第九卷（民間論三代）』（海南出版社 二〇〇三）にも再録されている。

⑥ 筆者の『春秋正義』の現代日本語訳は、先ず巻一は『春秋正義の世界』（溪水社 一九八九）として刊行し、次いで科研報告書として『春秋正義の発展的研究』（二〇〇三）には巻二を、『春秋正義の総合的研究』（二〇〇六）には巻三・巻四を収めて発表した。巻二以降は、翻訳（訳注）・校定文・校勘記の三部から成っている。

また校勘記は科研報告書『春秋正義の基礎的研究』（二〇〇〇）中に「春秋正義校勘記」として巻一から巻十までを、次いで『春秋正義校勘記（巻十一～巻十八）』（広島大学大学院文学研究科論集第63号特輯号1）・『春秋正義校勘記（巻十九～巻二十四）』（広島大学大学院文学研究科論集第65号特輯号1）として発表している。ただこの校勘記は、「足利十行本」と「慶元刊八行本」を調査する以前の検討の結果であった。これらを踏まえた校勘記は、今後は翻訳（訳注）・校定文と併せる形で逐次発表していく予定である。

⑦ 但以革車方邁、羽檄交流、瞿家金源之刻、尚隔目覩、清宮九行之本、徒勞神往。罔羅所逮、惟斯爲恨。

⑧ 北京図書館編『中國版刻圖録』（文物出版社 一九六〇）には以下のようで紹介されている。

尚書注疏 題漢孔安國、唐孔穎達撰 蒙古刻本 臨汾 圖版二六九
匡高二・五厘米、廣一・四・三厘米。十三行、行二十六字至二十九字不等。注疏雙行、行三十三字至三十五字不等。白口、四周雙邊。序後新雕篆圖凡十九圖、地理圖題平水劉敏仲編。每卷後附釋文全文、不加刪節。觀版式紙墨刀法、純係平水風格。當時所刻殆遍及他經、除尚書外、傳世尚有毛詩注疏殘葉。刻工張一、何川、鄧恩、吉一、揚三等、又刻證類備用本草、因推知此書當是蒙古刻

本。瞿氏鐵琴銅劍樓書目定爲金版、恐不確。

これによれば、『瞿氏鐵琴銅劍樓書目』が金版と見なしており、それを承けて吉川氏は「瞿家金源之刻」と称したわけである。しかし実際には金版ではなく、蒙古刻本であった。したがって吉川氏がこれを校勘の資料に用いなかったことは不幸中の幸いで、それほど不備とはいえないであらう。

また李致忠『宋版書叙録』（書目文獻出版社 一九九四）でもこの版本を取り挙げているが、李氏はむしろ黄唐の跋文への関心が高いようで、本文自体についての新知見は見られない。

⑨ 然皆單疏之裔、十行之倫、則所損益、其可知耳。

⑩ 拙稿「魏了翁『春秋左傳要義』について」（広島大学文学部紀要第53巻特輯号1 一九九三）参照。後に『五經正義の研究—その成立と展開—』（研文出版 一九九八）所収。

⑪ 筆者は『周易正義』の諸版本について考察したことがある。「広島大学蔵書抄本『周易正義』について」（日本中國學會報第47集 一九九五）・「広島大学蔵書抄本『周易正義』攷附校勘記」（広島大学文学部紀要第55巻特輯号1 一九九五）後に『五經正義の研究—その成立と展開—』所収

⑫ 阿部氏「日本国見在宋元版本志経部」では以下のように記述している。
本版には他に、楊守敬が大阪にて購得して後に南皮の張制府に譲り、今北京図書館に架蔵される存十六卷（卷七・八、一九・二〇の欠卷は足利学校本による影鈔本を配して完具、守敬の跋を附し、楊志・中版録69著録）が知られるにすぎず、中版録は同本を「補版絶少」と記している。本版が通行の十行本以下の諸版を訂補すべき点多いことは七経孟子考文等の指摘する通りである。この足利本は松崎

棟堂の校審により弘化四年熊本藩時習館に於て覆刻されて流布し、また漢土では明の再刊本や民国刊本居叢書初筆所収仿宋本がある。

- ⑬ 山口・桑瀬両氏は「北京八行本」を「古逸叢書第三編」を用いて検討されている。しかし筆者が「中華再造善本」を用いた結果、僅かながら該論文には不備が見出せるようである。また後述の「九行本」を視野に入れないため、若干の誤判断が存在するのは遺憾である。注⑬参照。

- ⑭ 長澤氏は「十三經注疏版本略説」に先立つ一年前に『十三經注疏影譜』（日本書誌學會 一九三六 後）『長澤規矩也著作集』所収）を刊行している。そこでは⑭「建安魏縣尉宅刊本尚書」としてこの版本の巻第一の第一葉表の写真を紹介している。

- ⑮ 呉哲夫「宋版附釋文尚書注疏」（図書季刊二一巻四号59・60頁 一九七三）は筆者未見。

- ⑯ 拙稿「讀五經正義札記（九）足利学校遺蹟図書館蔵『附積音春秋左伝注疏』について」（東洋古典學研究第18集 二〇〇四）参照。なおこの内容を、「日本足利學校遺蹟圖書館蔵『附釋音春秋左傳注疏』考」として、二〇〇五年十一月に台湾中央研究院で開催された「隋唐五代經學國際研討會」で発表した。

- ⑰ 前掲山口・桑瀬論文では、最後部分において「北京八行本」と「阮刻本」と一致する四例を挙げたうえで、「阮元がこの北京圖書館本を見ていなかったにも拘わらず、その校勘が正鵠を得たものであることを見事に證明できるのである」と述べている。しかしいずれも「阮元本」が「九行本」に近い「十行本」を継承しているものに過ぎない。

- ⑱ 東方文化研究所では、『尚書正義定本』に続けて『毛詩正義定本』を作成する予定であったようだが、それは残念ながら完成しなかった。この

事業に先だつて吉川氏は「東方文化研究所經学文学研究室毛詩正義校定資料解説」（東方学報京都第十三册二分 一九四三年 全集第十卷所収）を発表している。『尚書正義定本』にもそのまま通用すると思われる一節を参考までに附記する。

しかし、山井氏阮氏の業績は、果たして完好であろうか。今日から見れば、甚だしく不備なものと、いわざるを得ない。

第一は、資料の不備である。山井氏にしろ、阮氏にしろ、その目にした資料は、宋版以後の資料である。版本の技術が発明される迄の写本の資料は、僅かに山井氏が足利学校の古写本を利用したに過ぎない。しかるに今日では、版本以前の写本が、陸続としてわが国から、また燉煌の石室から、発見されている。また版本ととも、山井氏阮氏の見るに及ばなかった旧版を、われわれは見るのである。

第二に、山井氏も阮氏も、その言語学的な準備は、必ずしも充分でなかった。山井氏の場合は、時代の環境がそれを許さなかったし、阮氏の時代は、清朝小学の最盛時であったにも拘らず、その成果は充分に利用されていない。

第三に、山井氏阮氏の仕事は、要するに諸本の異同を列記するに止まる。それでは後学は適従するところを知らない。真の校訂は「校定」でなければならぬ。諸本の異字のうち、どれが孔穎達の原形と合致するか、それを定めることでなければならぬ。また諸本ともに通じ難い場合には、細かに文章の脈絡を尋ね、その背後にあるものを考えて、孔氏の原形はかくあるべしと推定することでなければならぬ。前人の業績は、この段階にはなお遠いといわねばならぬ。

ここにわが研究室の仕事が、必要となる理由がある。まず資料的に

われわれは優位に立つ。前人の目にしなかつた資料を目にし得るばかりではない。この事業に最も必要な資料は、ほかでもなく我が国に伝えられた資料であるからである。またわれわれの語学力は、自ずからかくいうのは憚りあるようであるけれども、まず現在学界の、最高水準に立つものとする。

補記

二〇〇二年九月、筆者は台湾中央研究院中國文哲研究所的林慶彰先生のお招きで、特約訪問学人として「『五經正義』之研究」と題する專題演講を行った（『中國文哲研究通訊』第十五卷第二期 二〇〇五年所収 通訳・中文翻訳は中正大學中國文學系助理教授金培懿氏）。その際、歴史語言研究所の陳鴻森先生より、「九行本」『附釋文尚書註疏』についてのご教示を受けた。本稿はいわば陳先生から与えられた宿題に対する答案である。

（本稿は平成19年度科学研究費基盤研究（C）「五經正義の総合的研究」の成果の一部である。）